

(参考1) 低炭素水素認証制度の概要

1 目的

水素は、利用の段階で二酸化炭素を排出しないことから、地球温暖化対策に大きく貢献し得るエネルギーとして期待されている。

しかし、**現在、国内で流通する水素のほとんどが化石燃料由来**であり、製造段階では二酸化炭素が発生していることから、低炭素社会の実現に向けては、**再生可能エネルギーを活用して水素を製造することなどにより、より低炭素な水素サプライチェーン(※1)の構築が不可欠**である。

そこで、愛知県では、こうした低炭素な水素サプライチェーン構築に取り組む事業者を支援するため、「あいち低炭素水素サプライチェーン推進会議」(※2)での検討を経て、製造、輸送、利用に伴う二酸化炭素の排出が少ない水素を「低炭素水素」として認証・情報発信する本制度を2018年4月に全国で初めて制定した。

※1 「低炭素水素サプライチェーン」とは、水素の製造に必要な再生可能エネルギーの調達から、水素の製造、輸送、利用までの全体の一連の流れを言う。

※2 産学行政の連携により低炭素水素サプライチェーンの構築・拡大を推進するため、2017年10月に設置。

(構成員)

区分	構成員	備考
学識経験者	東京工業大学 <small>おかざきけん</small> 岡崎健 特命教授	座長
	愛知工業大学 <small>すずおきやすお</small> 鈴置保雄 教授	副座長
企業等	株式会社鈴木商館、中部電力株式会社、東邦ガス株式会社、トヨタ自動車株式会社、株式会社豊田自動織機、環境パートナーシップ・CLUB 低炭素社会分科会	
行政機関	豊田市、知多市、愛知県経済産業局、愛知県環境局	
オブザーバー	中部経済産業局、中部地方環境事務所、中部国際空港株式会社	
事務局	愛知県環境局地球温暖化対策課	

2 対象者

県内で低炭素水素を製造しようとする者

3 対象とする低炭素水素

本制度では、再生可能エネルギー電気^{※1}又はバイオガス(若しくは、その環境価値^{※2})から製造された水素を低炭素水素として認証する。

※1 対象とする再生可能エネルギー電気の例

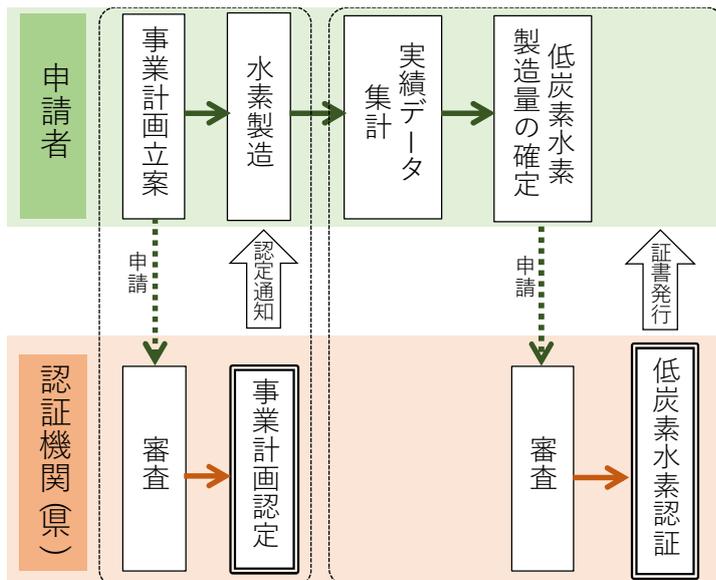
①太陽光発電電力、②風力発電電力、③水力発電電力、④地熱発電電力、⑤バイオマス発電電力

※2 対象とする環境価値の例

①J-クレジット、②グリーン電力証書、③再生可能エネルギー電気の環境価値

4 事業計画の認定、低炭素水素製造に係る認証の流れ

- 低炭素水素を製造する事業計画について、県の認定を受けたい事業者は、当該事業計画を県に申請する。
- 県は、低炭素水素審査会による審査等を経た上で、当該事業計画を認定する。
- 事業計画の認定を受けた事業者は各年度の低炭素水素製造量や再生可能エネルギーの使用量等を集計し、県に申請する。
- 県は、低炭素水素審査会による審査等を経た上で、低炭素水素製造に係る認証を行う。



(参考) 低炭素水素審査会の構成員

区分	構成員	備考
学識経験者	愛知工業大学 <small>すずおきやすお</small> 鈴置保雄 教授	会長
行政機関	愛知県環境局地球温暖化対策監	
	中部経済産業局エネルギー対策課長	
	中部地方環境事務所環境対策課長	